



田沢川揚水所概要

所在地

飽海郡松山町大字上北目字雪車田

☎0234-54-2819

かんがい面積

441.5[㍒]

形式

渦巻

口径

800ミリ

揚水量

1.755^{m³/S}

設置台数

2台

年頭にあたり



大町溝土地改良区

理事長 齋藤 隆

平成十五年の新春を迎え組合員の皆様に謹んで新年のお慶びを申し上げます。

日頃から大町溝土地改良区の事業運営につきまして組合員の皆様からご理解ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

今、日本全国の土地改良区が一体となって、「21世紀土地改良区創造運動」の取り組みをおこなっております。この運動は、混住化が進んでいる社会の中で土地改良区の仕事を広く農家以外の方々からも知ってもらい興味を持ってもらうため、愛称を作ったり、地域住民の方々から土地改良区がおこなっている仕事に対し理解していただき、協力してもらえよう様々な活動をする運動です。

今後、大町溝土地改良区でも農家以外の地域の方々からも参加してもらえるように様々な事業の実施をおこないたいと考えておりますので、是非積極的に参加いただき、土地改良区の施設の役割、地域における排水路の重要性をご理解いただき、事業の推進にご協力していただければ幸いです。

ば幸いと考えております。

土地改良区の運営については、後の頁に平成十三年度の決算報告が記載されておりますが、一般会計において、国、県等からの補助金は、全体の四％にすぎず、ほとんどが組合員の皆さんからいただく賦課金によつてまかなわれております。また、県営、団体営圃場整備事業償還金の特別会計においては、賦課金のほとんどが、償還金となっており土地改良区の人件費や、電算費用といった事務費については、わずかしこ頂戴しておらず、大変厳しい事業運営をおこなっております。さらに、厳しい農業情勢の中で未納金が増える傾向になっており、このままでは、事業の運営に支障を来すことになりかねない状況となっております。一般会計の場合、各地域におかれましても、地域がまとまって期限内完納することにより、完納表彰褒賞金を受けることが出来ます。県営、団体営の特別会計の場合未納となるとその地区の組合員全員に多大な迷惑を掛けること

となりますので、各地域、地区の組合員の皆さんが一体となり期限内に賦課金を完納するようお願いいたします。

近年、大町溝土地改良区では、農家負担の軽減として平準化事業、担い手育成支援事業など様々な負担軽減事業の積極的な取り組み、また農林金融公庫から他の金融機関へ低金利での借替を実施したり、少しでも農家負担の軽減に努めているところですが、米価の低迷に歯止めが掛かれない現状で苦慮しているところがあります。厳しい社会情勢の中ですが、土地改良区としましては組合員の皆様の負担を少しでも軽減できるよう努力してまいりますので、今後ともご協力いただきますようお願いいたします。

平成十五年は、大町溝土地改良区総代、役員、支溝代表者の改選の時期となっております。今回の改選から、総代定数が、四十二名、支溝代表者定数が十四支溝三十五名に削減となっております。総代選挙につきましては、平成十五年一月二十日から二十一日までの二日間が、総代立候補の日となっております。各地域の選挙管理委員会に届け出、同月二十七日が投票日となります。支溝代表者につきましては、平成十五年一月三十一日までに支溝代表者関係集落代表者（自治会長、区長）連名で大町溝

土地改良区まで提出となります。今後の土地改良区の運営を担うことになる、総代、支溝代表者の選出であり、大きな区切りの年となりますので、お忘れのないようお願いいたします。

本年も稔り多き年となりますことと、組合員の皆様のご健勝をご祈念申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

大町溝土地改良区

理事長 齋藤 隆
副理事長 遠田 保夫
会計係理事 莊司 勝郎
理事 佐々木 亨

同 水落 直治
同 小松原 与八
同 庄司 健吉
同 岩崎 直
同 鈴木 敏夫
総括監事 齋藤 久太郎
監事 松田 操

同 長堀 善久
外職員 一同

農地に変更があった場合はすぐに届出を!

◎大町溝では、賦課金算出の基となる面積を毎年二月末日現在で決定しております。平成十五年度の賦課面積異動も今年の二月二十八日までとなっており、農地の権利等に移動がときは組合員自ら土地改良区に届出をいただくことになっております。心当たりの方は次に記載されている書類をご持参のうえ、変更の手続きをしていただくようお願いいたします。なお、せっかく手続きをしても二月二十八日を過ぎると平成十五年度の賦課金の変更はできませんのでご注意ください。

また、農地を転用等する場合も速やかに大町溝に届出をしていただくようお願いいたします。

☆所有権、耕作権等の変更の場合

◎所轄農業委員会の許可書または、その土地の登記済み証写し及び両者の印鑑を持参してきてください。大町溝所定の用紙（組合員資格得喪通知書）で手続きが必要です。

※農業委員会の手続きだけでは大町溝の面積は変わりません。

なお、現組合員の死亡による相続によって新たに組合員になれる方も組合員変更の手続きが必要です。その場合は新しく組合員となる方の印鑑をご持参いただくだけで結構ですので、必ず届け出をしていただくようお願いいたします。

☆農地を転用する場合

一、一般転用の場合

◎所轄農業委員会への転用申請前に大町溝へ登記簿謄本の写し、位置図、公図謄写図、転用組合員及び転用関係者の印鑑を持参していただき、大町溝に対し「農地転用等の通知」と「意見書の交付申請書」を提出し、その後に大町溝と転用組合員及び転用関係者との間で除外に関する協定を結び、決済金納入後に意見書が交付され地区除外となります。その後に所轄農業委員会に大町溝の意見書を添付して転用の申請を行うこととなります。

二、公共事業による買収の場合

◎一般転用と違い「農地転用等の通知」及び「意見書の交付申請書」の提出の必要はありません。ただし、地区除外及び決済金に対する協定を結ぶ必要があるために組合員の印鑑が必要です。大町溝へ決済金を納入し地区除外となります。公共事業で関係者が多い場合、再度ご参集いただくことが困難なため、用地買収契約の際に手続きしていただくことも可能です。公共事業による農地の買収の場合、大町溝に連絡がないままに行われることが多く見受けられ、そのままにしておきますと翌年度以降も賦課金を課せられて組合員の方が非常に不利益なことになりますので、公共事業が実施される場合は、事業主体（買主）に大町溝への連絡の有無を確認されるか、大町溝財務係までご一報下さい。

☆所有権、耕作権等の変更の場合

農業委員会

許可
②

①
申請

現組合員
新組合員

大町溝
土地改良区

組合員自ら許可書を持って行う

☆転用をする場合

1. 「農地転用等の通知」と「意見書の交付申請書」提出
2. 決済金の納入

農地法第4条
転用組合員

農地法第5条
転用組合員
転用関係者

意見書を持って
転用申請を行う

③

農業委員会

①

②

意見書を交付

大町溝
土地改良区
(地区除外処理)

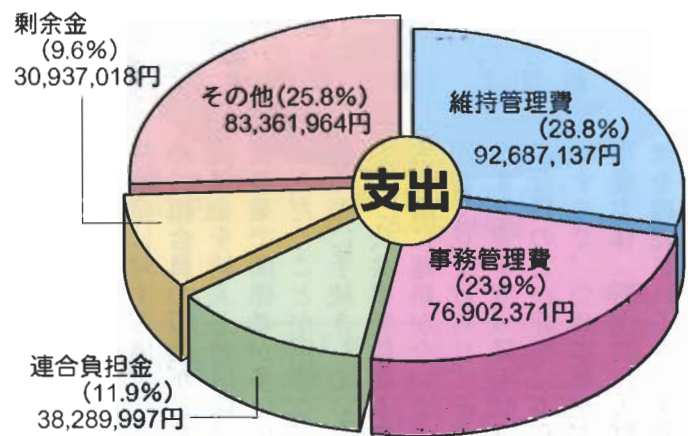
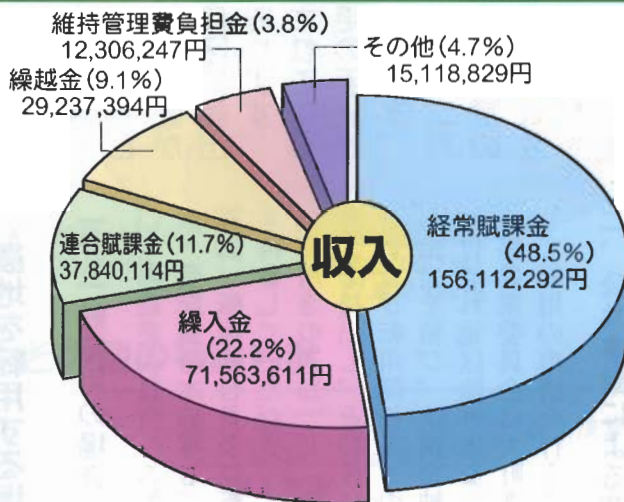
平成13年度決算

平成13年度決算

☆一般会計 収入 322,178,487円
支出 291,241,469円
差引額 30,937,018円
平成14年度に繰越す。

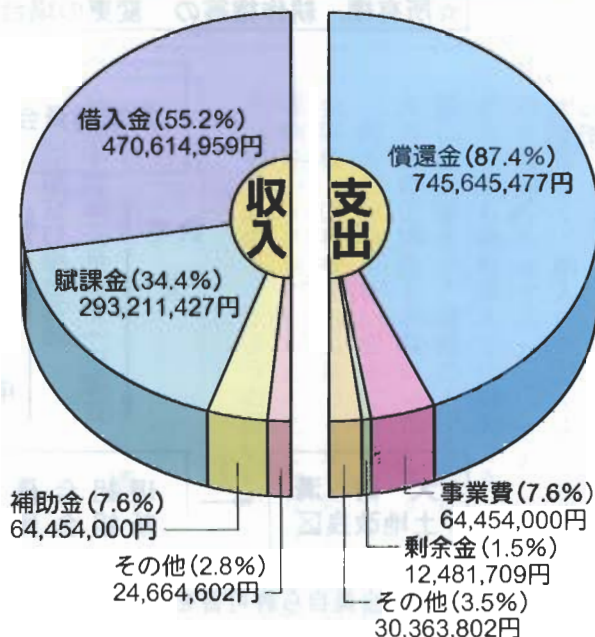


議長 (阿部 助作 総代)



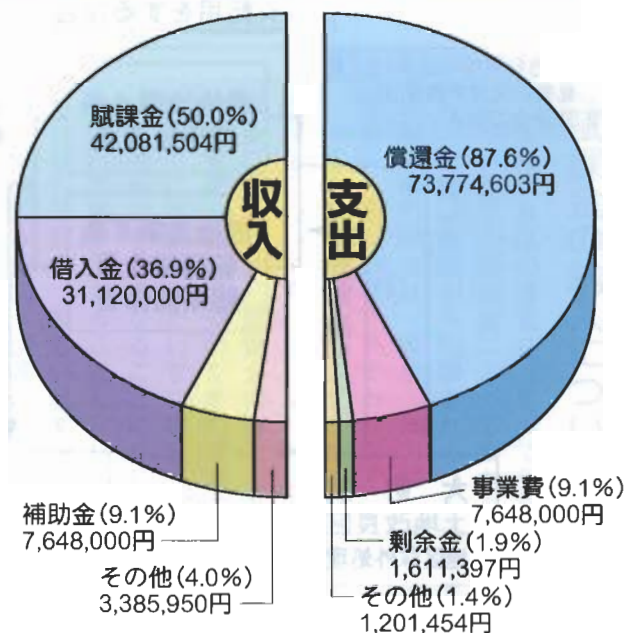
☆県営土地改良事業特別会計

収入 852,944,988円
支出 840,463,279円
差引額 12,481,709円
平成14年度に繰越す。



☆団体営土地改良事業特別会計

収入 84,235,454円
支出 82,624,057円
差引額 1,611,397円
平成14年度に繰越す。





総代会開催状況

**平成13年度の決算については、平成14年8月30日開催の
平成14年度第1回臨時総代会において承認されました。**

☆その他の特別会計の決算状況

(単位：円)

	会 計 区 分	収入決算額	支出決算額	差 引 額	備 考
1	担い手育成支援事業	72,383,508	72,379,681	3,827	平成14年度に繰越す。
2	役員退任慰労金	4,085,690	0	4,085,690	平成14年度に繰越す。
3	水源涵養林	22,187,333	17,312	22,170,021	平成14年度に繰越す。
4	事務所等維持管理	3,231,437	918,568	2,312,869	平成14年度に繰越す。
5	決済金	110,460,327	21,433,940	89,026,387	平成14年度に繰越す。
6	土地改良事業積立金	190,074,849	52,412,961	137,661,888	平成14年度に繰越す。
7	顕彰金	3,358,224	1,052,634	2,305,590	平成14年度に繰越す。
8	自動車償却及び購入基金積立金	1,618,372	1,000,000	618,372	平成14年度に繰越す。
9	職員退職給与金	49,493,329	0	49,493,329	平成14年度に繰越す。
10	大町溝土地改良区史編纂	11,514,484	10,182,849	1,331,635	平成14年度に繰越す。
	計	468,407,553	159,397,945	309,009,608	



「土地改良区の愛称決まる！」

土地改良区は、地域により開かれ、より身近に感じられる改良区を目指し「21世紀土地改良区創造運動」を全国で進めています。その一環として昨年11月から今年3月まで、これからの土地改良区にふさわしい愛称を広く募集し、全国から22,254点の作品が集まりました。応募作品は、有識者などで構成された「土地改良区の愛称を考える会」で検討を加え、全国各地での意見交換、土地改良区などによる全国投票を経て最終決定されました。

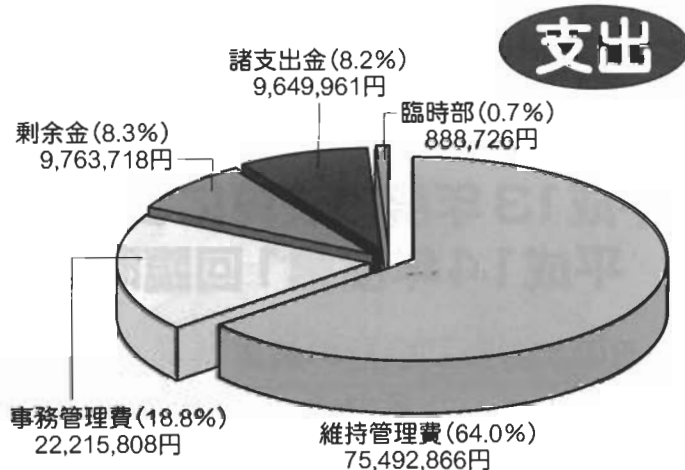
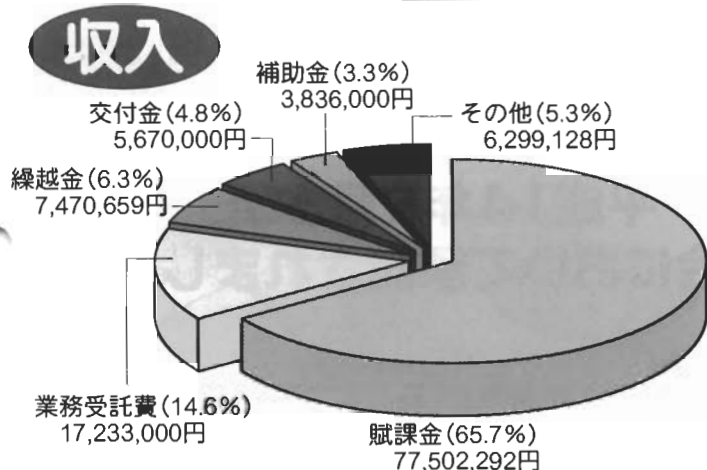
選定する際の視点として、愛称の意味性に加えて、“自分たちが日常使用する”ことを念頭に、わかりやすさ、親しみやすさ、呼びやすさ、覚えやすさが重視されました。

「水土里」の各文字は、「水」は農業用水などを、「土」は土地、農地、土壌などを、「里」は農村空間や農家及び非農家の居住空間などを表すと考えられます。また、「水土里」(みどり＝緑、グリーン)には“自然”“環境への負担を少なくする”などのイメージがあることから、豊かな自然環境や美しい景観、さらにはおいしい水、きれいな空気にもつながっています。「水土里ネット」には、全国の40万kmにも及ぶ水路などのネットワークや、人、物、情報のつながりにより、農家のみならず地域住民や都市住民と連携して、国民共有の財産である美しい農村を創造する役割を果たしていこうという意志が表れています。

最上川下流右岸土地改良区連合 平成13年度決算状況について

☆一般会計 収 入 118,011,079円
支 出 108,247,361円
差し引き 9,763,718円

平成14年度に繰り越す。



■ その他の特別会計

単価 (円)

予 算 科 目	収入決算額	支出決算額	収入支出 差引残額	備 考
自動車償却及び購入基金	1,497,519	1,430,000	67,519	平成14年度に繰越す。
職員退職給与金	20,891,928	4,189,050	16,702,878	平成14年度に繰越す。
役員退任慰労金	869,064	0	869,064	平成14年度に繰越す。
褒賞金	1,255,181	26,520	1,228,661	平成14年度に繰越す。
事務所整備資金	1,844,309	1,575,000	269,309	平成14年度に繰越す。
財政調整資金	38,722,451	0	38,722,451	平成14年度に繰越す。
有終会記念碑敷地維持管理	1,731,256	1,086,577	644,679	平成14年度に繰越す。
計	66,811,708	8,307,147	58,504,561	

平成十四年三月三十一日現在
地区面積及び組合員数

面 積
29,630,857㎡
組合員数
1,876名

賦課金の納入について

土地改良区の運営は、すべて受益地の農地からいただく賦課金によってまかなわれており、土地改良区から賦課されている徴収金の先取特権の順位は、国税、地方税に次ぐ大変重要な位置付けをされております。

ほ場整備事業等の償還金となる特別会計の賦課金についても同様です。特に特別会計賦課金については、賦課金のほとんどがほ場整備事業費の債務返済のための資金であり、期限までに完納いただけない場合、農林公庫等に償還ができなくなることで、ほ場地区全体に迷惑がかかることとなります。

しかしながら、厳しい農業情勢のなかで未納金が増える傾向が顕著になっており、このままでは事業の運営に支障を来すことになりかねない状況となっており、

土地改良区としても未納を容認するものではなく、納入いただくようさまざまな対応を個別行わせていただいておりますので、どうしても納期限までに納入できない方は事前に会計係までご連絡の上、分割納入等、納入方法のご相談をお願いいたします。

何もご連絡がないままに未納されますと税金同様、国税徴収法に基づく差し押さえ等の滞納処分をさせていただきますこととなりますので必ずご連絡下さるようお願いいたします。

■ 財務状況のあらまし ■

☆長期借入金の状況

平成14年3月31日現在 ※借入償還実績であり、計画ではありません。

事業名	未償還元金(千円)	償還最終年度	事業名	未償還元金(千円)	償還最終年度
寺田第二地区かんがい排水事業	412	H19	中平田東地区ほ場整備事業	276,426	H18
南田沢第二地区かんがい排水事業	1,014	26	南平田地区ほ場整備事業	234,100	25
上郷溝地区区画整理事業	97,078	18	西平田地区ほ場整備事業	737,980	25
石名坂地区区画整理事業	26,703	18	中平田南地区ほ場整備事業	384,320	32
飛鳥地区排水対策特別事業	8,001	24	大正溝地区ほ場整備事業	250,547	33
飛鳥地区区画整理事業	62,486	25	砂越地区ほ場整備事業	321,390	35
山寺地区区画整理事業	146,339	28	中平田西地区ほ場整備事業	257,869	34
内郷地区ほ場整備事業	487,841	24	飛鳥砂越地区ほ場整備事業	30,848	25
山元地区ほ場整備事業	244,220	25	合 計	3,567,574	

☆平準化事業資金借入金の状況

※借入償還実績であり、計画ではありません。計画については5月号をご覧ください。

事業名	未償還元金(千円)	償還最終年度	事業名	未償還元金(千円)	償還最終年度
相沢川地区区画整理事業	11,940	H23	山元地区ほ場整備事業	78,750	H23
上郷溝地区区画整理事業	69,580	23	中平田東地区ほ場整備事業	73,970	23
石名坂地区区画整理事業	18,380	23	南平田地区ほ場整備事業	75,200	23
飛鳥地区区画整理事業	26,440	23	西平田地区ほ場整備事業	59,390	23
山寺地区区画整理事業	30,840	23	中平田南地区ほ場整備事業	12,380	23
内郷地区ほ場整備事業	109,620	23	合 計	566,490	

☆区有財産の状況

◎土地(敷地等)	◎山林(山林等)	◎建物(面積)	◎自動車	◎バイク・スクーター	◎有価証券
8,917㎡ 	399,211㎡ 	863㎡ 	7台 	3台 	出資金 1,124千円

— 支溝代表者の選任について —

今年は、総代の総選挙と合わせまして、支溝代表者の任期も満了(平成15年2月28日)になります。

次期の支溝代表者について各支溝関係集落と協議のうえ、支溝代表者選出届け用紙により支溝関係集落代表者(自治会長・区長等)連名にて平成15年1月31日(金)まで届け出ていただくようお願い申し上げます。

なお、支溝代表者選出届け用紙については、各正支溝代表者をとおしてお届けする予定としております。

◎各支溝名及び代表者数

番号	支 溝 名	正代表者	副代表者	計	番号	支 溝 名	正代表者	副代表者	計
1	上 郷 溝	1	—	1	8	山 元	1	—	1
2	大 正 溝	1	—	1	9	柳 沢	1	—	1
3	山 寺	1	—	1	10	東 幹 線	1	4	5
4	上堰・下堰	1	4	5	11	第1幹線	1	1	2
5	南 田 沢	1	—	1	12	南 幹 線	1	5	6
6	相 沢 川	1	1	2	13	中北幹線	1	5	6
7	山谷・檜橋	1	1	2	14	横 根 山	1	—	1
						計	14	21	35

～総代の総選挙～

平成15年2月3日任期満了による次期総代選挙の日程が
平成15年1月20日告示、同年1月27日投票と決まりました。

1. 立候補の届け出

- (1) 届け出の期間 平成15年1月20日から
平成15年1月21日まで 2日間午前8時30分から午後5時まで
- (2) 届け出の場所 第1選挙区 平田町選挙管理委員会 (平田町役場総務課内)
第2選挙区 酒田市選挙管理委員会 (中町一丁目・庄内情報プラザ)
第3選挙区 松山町選挙管理委員会 (松山町役場総務課内)
- (3) 届け出の注意 立候補届け出をする組合員は、事前に (平成15年1月15日・水曜日まで) 大町溝土地改良区から組合員である証明を受け、その証明書を添付して立候補の届け出を行って下さい。

2. 投票の日時及び場所

- (1) 投票日時 平成15年1月27日(月)午前9時～午後2時まで
- (2) 投票場所 (下表)

選挙区	投票区	投票所名称	投票所の所在
1	1	平田町農村環境改善センター	平田町大字飛鳥字契約場70
	2	酒田市東平田公民館講堂	酒田市大字生石字登路田8の1
2	1	酒田市中平田公民館講堂	酒田市大字熊手島字中福島66
	2	酒田市東禅寺コミュニティ防災センター	酒田市みずほ二丁目8-7
3	1	松山町南部公民館	松山町大字地見興屋字前割9の4
	2	松山町山寺公民館	松山町大字山寺字見初沢165
	3	松山町内郷公民館	松山町大字相沢字鶴牧56

3. 選挙区と総代の定数

選挙区別	投票区別	投票区の区域	総代数
第1選挙区	第1投票区	飽海郡平田町大字飛鳥・砂越・天神堂・泉興野・堀野内・三之宮・山楯・中野目・郡山・桜林・桜林興野・石橋・楢橋・山谷新田・山谷・田沢字長根下・北俣字仁助新田 東田川郡余目町大字榎木・余目	15
	第2投票区	酒田市大字生石・北沢・横代	
第2選挙区	第1投票区	酒田市大字手蔵田・熊野田・本川・茨野新田・小牧新田・小牧・熊手島・大野新田・勝保関・中野新田・土崎・大多新田・古荒新田・漆曾根	14
	第2投票区	酒田市大字大町・大宮・遊摺部・丸沼・字仁助谷地・鷺谷地・扇谷地・四ツ興野・大宮町三丁目	
第3選挙区	第1投票区	飽海郡松山町大字成興野・大川渡・地見興野・臼ヶ沢・大沼新田	13
	第2投票区	飽海郡松山町山寺・字金谷・西田・山田・片町 東田川郡余目町大字古関	
	第3投票区	飽海郡松山町大字土渕・茗ヶ沢・上餅山・下餅山・上北目・中北目・小見・竹田・引地・中牧田・相沢・石名坂 飽海郡平田町大字田沢新田字堰下・下モ山・前川原・北川原・堰口裏	
計			42